

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

本県では、これまで「岐阜県障害者基本計画」（平成7年度～16年度）、「岐阜県障害者支援プラン」（平成17年度～21年度）、「第2期岐阜県障がい者支援プラン」（平成22年度～26年度）、「岐阜県障がい者総合支援プラン」（平成27年度～29年度）、「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」（平成30年度～令和2年度）を策定し、障がい者施策の一層の推進と、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保と円滑な事業実施を図ってまいりました。

一方、この間、国においては、平成28年4月に、障がい者に対する差別的取扱いの禁止などが盛り込まれた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が施行されたほか、県においても、障がいの有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていく共生社会の実現に向け、議員提案条例による「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」及び「岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」がそれぞれ施行されました。これらの条例では、障がい者関係団体の役割が明記され、障がい者関係団体は自ら主体的に障がいのある人に対する県民の理解啓発に取り組み、県、市町村、障がい者関係団体が連携して、共生社会実現及び意思疎通手段の利用の促進に取り組むことが規定されています。

さらには、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」の改正による法定雇用率の拡大等、障がい者の一般就労の拡大に向けた取組みが推進されているほか、令和3年に開催予定の東京オリンピック・パラリンピックを契機として障がい者スポーツや、障がい者の芸術文化への取組みも強化が進んでいます。

また、平成28年5月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」及び「児童福祉法」が改正され、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「自立生活援助」や「就労定着支援」などの新しいサービスを設けることや、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、障害児福祉計画を策定することとなりました。

近年では、平成30年6月の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（以下、「障害者文化芸術推進法」という。）の施行及び令和元年6月の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）」の施行により、障がい者の社会参加を推進する施策の充実が図られています。

本県では、このような障がい者施策の目まぐるしい変化に的確に対応しながら、県の実情を踏まえ、県内の障がい者への福祉サービスの更なる向上を図り、障がいのある人

もない人も共に生きる清流の国づくりの着実な進展を目指して、「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」として改定するものです。

## 2 計画の性格及び位置付け

- (1) 「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく「都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画」、障害者総合支援法第89条の規定に基づく「都道府県障害福祉計画」、及び児童福祉法33条の22の規定に基づく「都道府県障害児福祉計画」として策定するものであり、県の障がい者施策推進に当たっての基本的な考え方や実施施策等を包括的に記述するとともに、障がい者及び障がい児を対象とした障害福祉サービスの提供体制の確保のための方策やその質の向上のために講ずる措置を定め、今後の障がい者施策の総合的な推進を図ろうとするものです。
- (2) 「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画策定に当たっての基本となるもので、かつ、市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として定めるものです。
- (3) 「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」は、障害者文化芸術推進法第8条の規定に基づく「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」としての性格も併せ持ちます。
- (4) これらの計画は、県政運営の指針である「『清流の国ぎふ』創生総合戦略（令和元年度～5年度）」の内容を踏まえたものとしているほか、保健医療計画をはじめとする県が定める各種計画との整合、さらには、SDGsの達成に向けた取組みの推進についても、本県の実情を踏まえ反映しました。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(出典：国際連合広報センターホームページ)



圏域名	区 域
岐阜圏域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
西濃圏域	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
中濃圏域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡
東濃圏域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨圏域	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡

## 5 計画の推進

### (1) 期待される役割と責務

「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」の規定にもあるように、障がいのある人も障がいのない人も分け隔てなく共に安心して暮らせる「共生社会」を実現していくためには、県だけではなく、障がい者関係団体、市町村、県民がそれぞれの役割と責務を自覚し、協力・連携して障がい者施策や障害福祉サービスの提供に取り組むことが期待されます。

また、地域によって異なる多様な課題に対応し、住民が望むサービスを提供していくために、できる限り住民に近い市町村がサービスの実施主体であることを踏まえながら、市町村や国と課題を共有し、対等な立場で課題解決に向けて協力して取り組んでいくという姿勢を基本としていくことが期待されます。

一方で、障がいのある人等も、県の施策に協力し、主体的かつ自主的に、基本理念に対する県民の理解の促進及び意思疎通手段の普及に努めるとともに、意思疎通手段を利用する上で障壁があると感じた場合は、それを周囲の人に積極的に伝えるよう努めることが期待されます。

### (2) 施策の推進体制

- ① 県は、この計画の内容が市町村障害者計画に適切に反映され、着実な実施が図られるよう、市町村の自主性、主体性を尊重しつつ、市町村障害者計画の策定、改定等の支援を行います。
- ② 施策の推進に当たっては、市町村と県との連携を密にし、協働して障がい者福祉の向上に努めます。
- ③ 計画の進捗状況等を「岐阜県障害者施策推進協議会」に報告し、適切な進行管理と評価を行い、評価結果の公表に取り組みます。また、計画の推進や見直し等に当たっても、「岐阜県障害者施策推進協議会」や「岐阜県障がい者総合支援懇話会」等で意見を聴取するとともに、障がい者関係団体や県民ニーズ等を十分踏まえて進めます。